

令和3年 2 月 1 5 日開会

令和3年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和3年3月定例会議議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第1号	令和3年度宮古市一般会計予算
議案第2号	令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第3号	令和3年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
議案第4号	令和3年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和3年度宮古市介護保険事業特別会計予算
議案第6号	令和3年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計予算
議案第7号	令和3年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算
議案第8号	令和3年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第9号	令和3年度宮古市浄化槽事業特別会計予算
議案第10号	令和3年度宮古市魚市場事業特別会計予算
議案第11号	令和3年度宮古市墓地事業特別会計予算
議案第12号	令和3年度宮古市山口財産区特別会計予算

議案第13号	令和3年度宮古市千徳財産区特別会計予算
議案第14号	令和3年度宮古市重茂財産区特別会計予算
議案第15号	令和3年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
議案第16号	令和3年度宮古市水道事業会計予算
議案第17号	令和3年度宮古市下水道事業会計予算
議案第18号	令和2年度宮古市一般会計補正予算（第16号）
議案第19号	宮古市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号	宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第21号	宮古市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例
議案第22号	宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金条例
議案第23号	宮古市男女共生推進センター条例を廃止する条例
議案第24号	平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第25号	宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第26号	宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第27号	宮古市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
議案第28号	宮古市火入れに関する条例の一部を改正する条例
議案第29号	宮古市消防団条例の一部を改正する条例
議案第30号	日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第32号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第33号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第34号	公の施設の指定管理者の指定に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第35号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第36号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第39号	市道路線の廃止について
議案第40号	市道路線の認定について

議案第18号

令和2年度宮古市一般会計補正予算（第16号）

令和2年度宮古市一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,932,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
15	国庫支出金	11,689,924	15,800	11,705,724
	2 国庫補助金	7,359,891	15,800	7,375,691
補正されなかった款項にかかる額		36,226,916		36,226,916
** 歳入合計 **		47,916,840	15,800	47,932,640

2 歳出		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
4	衛生費	2,327,936	15,800	2,343,736
	1 保健衛生費	1,228,421	15,800	1,244,221
補正されなかった款項にかかる額		45,588,904		45,588,904
** 歳出合計 **		47,916,840	15,800	47,932,640

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 (新型コロナウイルス)	24,900
合 計			24,900

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託料	令和3年度	限度額 33,900千円
新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料	令和3年度	限度額 11,500千円

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費国庫補助金	27,166	15,800	42,966
** 計 **	7,359,891	15,800	7,375,691

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 予防費	278,254	15,800	294,054	15,800			
** 計 **	1,228,421	15,800	1,244,221	15,800			

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1	感染症予防事業費等	15,800	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 15,800

(単位・千円)

内訳 一般 財源	節		説明
	区分	金額	
	10 需用費	6,000	消耗品費 5,000 印刷製本費 1,000
	12 委託料	9,300	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託料 9,300
	17 備品購入費	500	庁用備品購入費 500

(参考)

令和2年度繰越明許費繰越調査

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	1 保健衛生費	2 予 防 費	7 報 償 費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保 (新型コロナ)	125	125							
			10 需 用 費		15,500			15,500					
			11 役 務 費		6,600			6,600					
			12 委 託 料		11,600	9,300		2,300			24,900		
			17 備品購入費		500			500					
計				34,325	9,425		24,900		24,900				

18 - 6

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
千円	令和年度	千円	令和年度	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和2年度) 新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保業務委託料	限度額 33,900			3	33,900	33,900			
(令和2年度) 新型コロナウイルス ワクチン接種業務委 託料	限度額 11,500			3	11,500	11,500			

議案第19号

宮古市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮古市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、他の条例で定めるもののほか、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、他の条例で定めるもののほか、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古市空家等の適正管理に関する条例（平成29年宮古市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第10条 推進協議会は、委員12人をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 市長</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u></p> <p><u>2 前項第2号から第5号までの委員は、市長が任命する。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p><u>4 推進協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p><u>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第10条 推進協議会は、委員12人をもって組織し、<u>市長を除く委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 推進協議会の会長は、市長をもって充てる。</u></p> <p>4 〔略〕</p> <p><u>5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に開催する会議は、この条例による改正後の宮古市空家等の適正管理に関する条例第11条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市空家等対策推進協議会に副会長を設置し、並びに会長及び副会長の選任方法について定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

宮古市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例

宮古市東日本大震災復興交付金基金条例(平成24年宮古市条例第7号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市東日本大震災復興交付金基金を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号

宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

(設置)

第1条 宮古市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に要する経費に充てるため、宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、宮古市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

宮古市男女共生推進センター条例を廃止する条例

宮古市男女共生推進センター条例（平成17年宮古市条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（宮古市男女共生推進委員会条例の一部改正）
- 2 宮古市男女共生推進委員会条例（平成17年宮古市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 男女共同参画社会の形成に資するため、宮古市男女共生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌）</p> <p>第2条 委員会は、次の事項について市長の諮問に応ずるとともに、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3)</u> 〔略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>市民生活部</u>において処理する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 男女共同参画社会の形成に資するとともに、<u>宮古市男女共生推進センター（以下「センター」という。）の運営を円滑に行うため</u>、宮古市男女共生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌）</p> <p>第2条 委員会は、次の事項について市長の諮問に応ずるとともに、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) センターの運営に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> 〔略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>センター</u>において処理する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である	

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市男女共生推進センターを廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 24 号

平成 28 年台風第 10 号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年台風第 10 号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例（平成 28 年宮古市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)</p> <p>第 2 条 〔略〕</p> <p><u>2 令和 3 年 4 月分から同年 12 月分までの使用料については、前項各号のいずれかに該当し、かつ、入所児童の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者のいずれもが市町村民税非課税者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 3 年度（令和 3 年 4 月分から同年 7 月分までの使用料にあつては、令和 2 年度）分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である場合に限り、その全額を免除するものとする。</u></p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第 2 条 〔略〕</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

平成 28 年台風第 10 号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除の期間の延長等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

宮古市介護保険条例(平成17年宮古市条例第108号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、<u>当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,900円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>55,400円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>55,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,400円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>88,600円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>95,900円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>110,700円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>125,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,100円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,900円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>51,700円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、<u>それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,500円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>56,300円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>67,500円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>75,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>90,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>97,500円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>112,500円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>127,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,500円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,500円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52,500円</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

介護保険事業計画の改定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年宮古市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があると市長が認める場合は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所）にあっては、同日において当該事業を行っている事業所）であって、同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものについては、同条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。</u>）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

指定居宅介護支援事業所の管理者の設置要件の緩和等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

宮古市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

宮古市勤労青少年ホーム条例（平成17年宮古市条例第148号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市勤労青少年ホームを廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号

宮古市火入れに関する条例の一部を改正する条例

宮古市火入れに関する条例（平成17年宮古市条例第139号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</p> <p>(1) 0.5ヘクタールまでは<u>5人以上</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときには、直ちに消火しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</p> <p>(1) 0.5ヘクタールまでは<u>10人以上</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときには、直ちに消火しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

火入従事者の配置人数の見直し及び所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第29号

宮古市消防団条例の一部を改正する条例

宮古市消防団条例（平成17年宮古市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第3条 宮古市消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>1,200人</u>とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、次に定める<u>額</u>の範囲内で報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>165,000円</u></p> <p>(2) 副団長 年額 <u>110,000円</u></p> <p>(3) 分団長 年額 <u>82,000円</u></p> <p>(4) 副分団長 年額 <u>63,000円</u></p> <p>(5) 部長 年額 <u>55,000円</u></p> <p>(6) 班長 年額 <u>32,000円</u></p> <p>(7) 団員 年額 <u>25,000円</u>（機能別団員にあっては、年額<u>13,000円</u>）</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、1人1日につき<u>2,400円</u>の範囲内で費用弁償する。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 団員が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る第14条の規定の適用については、同条中「<u>2,400円</u>」とあるのは、「<u>4,800円</u>」とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 宮古市消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>1,590人</u>とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、次に定める範囲内で報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>140,000円</u></p> <p>(2) 副団長 年額 <u>96,000円</u></p> <p>(3) 分団長 年額 <u>68,000円</u></p> <p>(4) 副分団長 年額 <u>53,000円</u></p> <p>(5) 部長 年額 <u>41,000円</u></p> <p>(6) 班長 年額 <u>30,000円</u></p> <p>(7) 団員 年額 <u>24,000円</u>（機能別団員にあっては、年額<u>12,000円</u>）</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、1人1日につき<u>2,000円</u>の範囲内で費用弁償する。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 団員が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る第14条の規定の適用については、同条中「<u>2,000円</u>」とあるのは、「<u>4,000円</u>」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市消防団条例の規定は、令和3年度以後の年度分の報酬及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に弁償すべき職務に従事した場合の費用弁償について適用し、令和2年度分までの報酬及び施行日前に弁償すべき職務に従事した場合の費用弁償については、なお従前の例による。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市消防団員の定員の見直しを行うとともに、報酬及び費用弁償の額の改定をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

令和2年3月19日に議会の議決（令和2年9月3日専決処分）を経た日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「197,177,200円」を「254,120,328円」に改める。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和2年9月の温帯低気圧の影響により被災した消波堤の復旧に係る設計変更及び不可抗力による損害が生じたことに伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

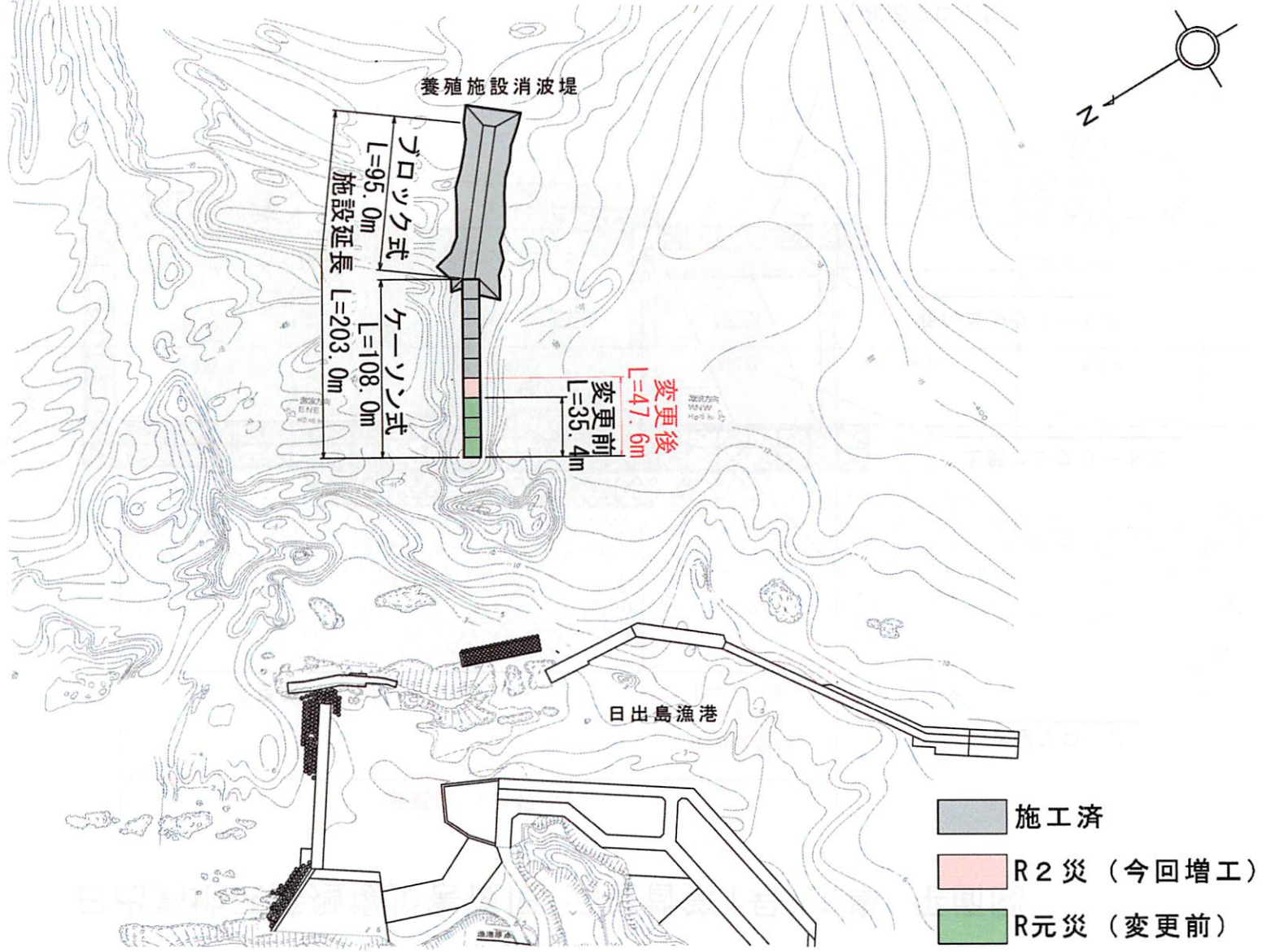
参考資料

変更の概要

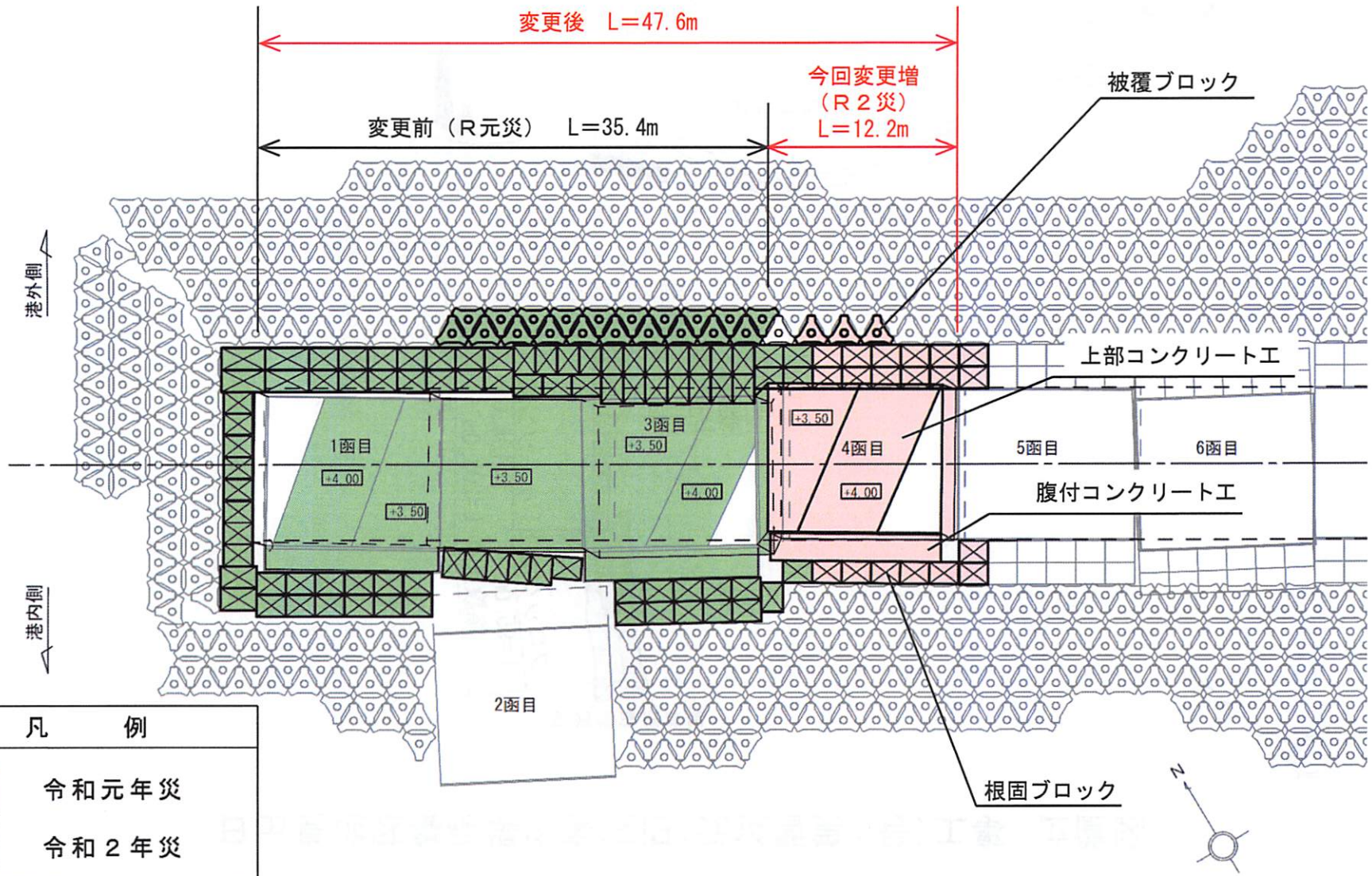
- 1 工事名 日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事
- 2 工事場所 宮古市崎鍬ヶ崎地先
- 3 工期 変更前 令和2年3月20日から令和3年3月24日まで
変更後 令和2年3月20日から令和4年1月31日まで
- 4 請負者 住所 宮古市宮町一丁目3番43号
名称 大坂建設株式会社
代表取締役 大坂 文人
- 5 変更内容
- (1) 基礎捨石が洗堀されたことから、基礎捨石工を増工するもの。
 - (2) ケーソン下部の基礎捨石の洗堀箇所に充填するため、水中不分離コンクリート工を増工するもの。
 - (3) 新たに傾斜した4箇目のケーソンを安定させるため、腹付コンクリート工を増工するもの。
 - (4) ケーソンの傾斜により不足した天端高を確保するため、上部コンクリート工を増工するもの。
 - (5) 飛散した被覆・根固ブロックの撤去及び再据付をするため、被覆・根固工を増工するもの。
 - (6) 不可抗力による損害が生じたことに伴い、工事請負契約書別記第29条第4項の規定に基づき、請負代金額から請負者負担額を減額するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
基礎捨石工	230 m ³	313 m ³	83 m ³	13,571,864 円
水中不分離コンクリート工	11 m ³	43 m ³	32 m ³	3,886,063 円
腹付コンクリート工	1,313 m ³	1,463 m ³	150 m ³	9,765,554 円
上部コンクリート工	452 m ³	605 m ³	153 m ³	6,685,368 円
被覆・根固工	111 個	131 個	20 個	1,963,117 円
諸経費				17,687,034 円
小 計				53,559,000 円
消費税				5,355,900 円
請負者負担額				△1,971,772 円
合 計				56,943,128 円

日出島地区養殖場災害復旧(元災暫第1号)工事 位置図



日出島地区養殖場災害復旧(元災暫第1号)工事 平面図

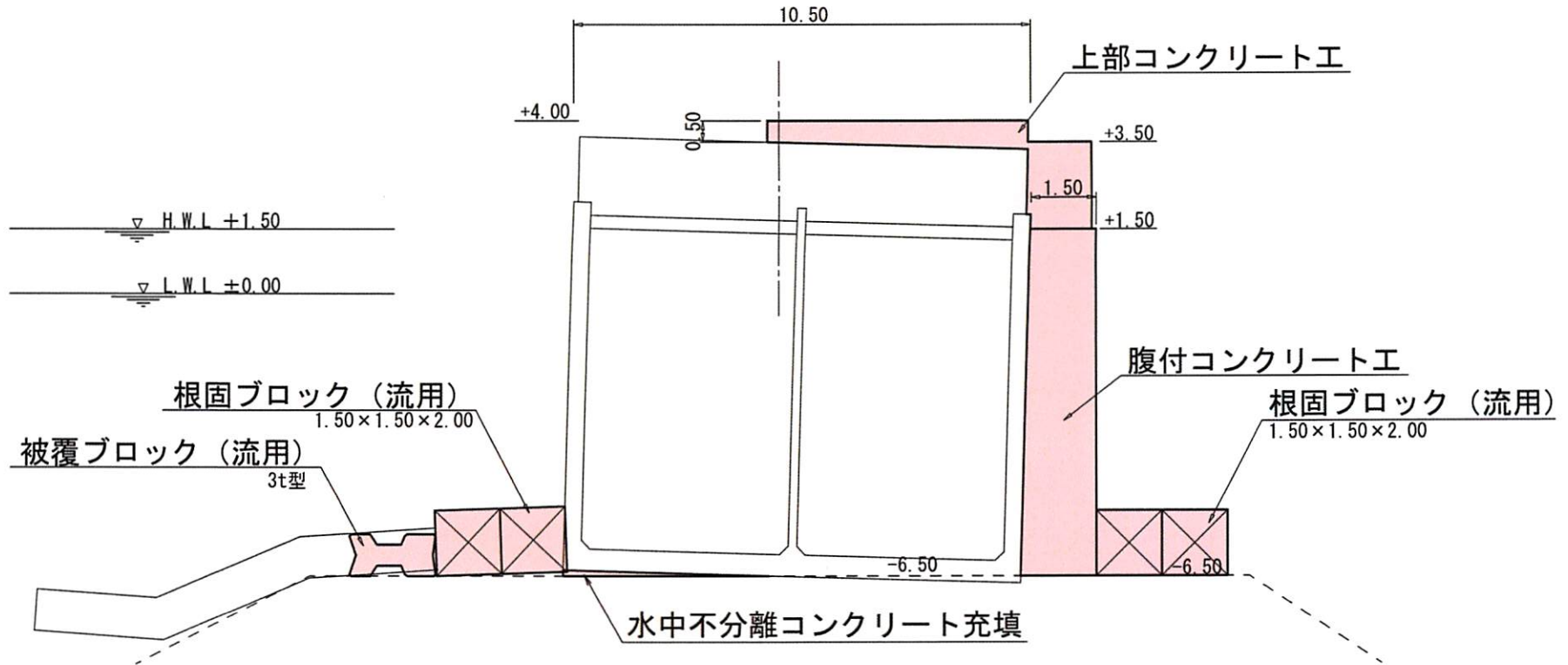


日出島地区養殖場災害復旧(元災暫第1号)工事 標準横断図

港外側

(4 函目)

港内側



議案第31号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称
宮古市地域創生センター
- 2 指定管理者の名称
特定非営利活動法人三陸NPO支援センター
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市地域創生センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市リバーパークにいさと

2 指定管理者の名称

株式会社新里産業開発公社

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市リバーパークにいさとの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市地域農産物等活用型総合交流促進施設

2 指定管理者の名称

株式会社川井産業振興公社

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号

公の施設の指定管理者の指定に関する議決の変更に関し議決を求めることについて平成28年3月16日に議会の議決を経た公の施設の指定管理者の指定に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定の期間中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市岩手路区界中継基地の指定管理者の指定の期間を延長しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第35号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市総合福祉センター

2 指定管理者の名称

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市総合福祉センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第36号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市田代児童館

2 指定管理者の名称

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市田代児童館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第37号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

近内介護予防拠点施設

2 指定管理者の名称

医療法人仁泉会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

近内介護予防拠点施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第38号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

- (1) 宮古市高齢者生活福祉センター
- (2) 宮古市小国デイサービスセンター
- (3) 宮古市門馬デイサービスセンター

2 指定管理者の名称

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市高齢者生活福祉センター、宮古市小国デイサービスセンター及び宮古市門馬デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第39号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

田老地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
14	市街地14号線	宮古市田老字館が森107番2地先	
		宮古市田老字川向176番1地先	
16	市街地16号線	宮古市田老字館が森159番1地先	
		宮古市田老字川向135番地先	

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



三陸沿岸道路

市街地14号線
市街地16号線

市道名
市街地14号線
市街地16号線

位置：宮古市田老字館が森～田老字川向地内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

廃止図面



路線番号：5-14
路線名：市街地14号線
延長：210.3m
幅員：5.8m～24.8m
起点 宮古市田老字館が森107番2地先
終点 宮古市田老字川向176番1地先

路線番号：5-16
路線名：市街地16号線
延長：569.0m
幅員：8.2m～20.0m
起点 宮古市田老字館が森159番1地先
終点 宮古市田老字川向135番地先

S=1 : 3,500

議案第40号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

田老地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
16	市街地16号線	宮古市田老一丁目20番1地先	
		宮古市田老字川向159番6地先	

川井地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
134	笹平線	宮古市区界第4地割34番3地先	
		宮古市区界第4地割35番3地先	

令和3年2月15日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



三陸沿岸道路

市街地16号線

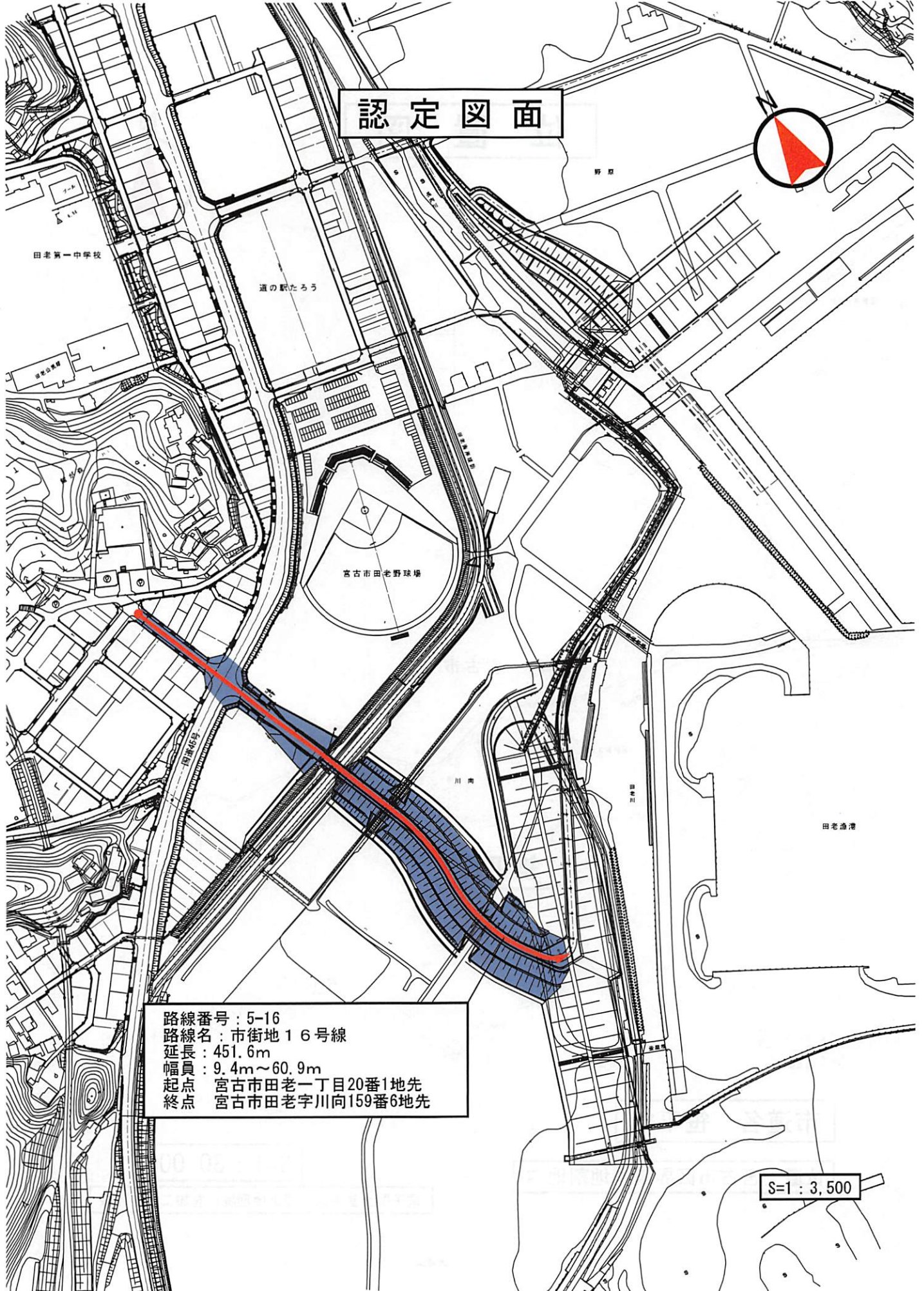
市道名
市街地16号線

S=1 : 20,000

位置：宮古市田老一丁目～田老字川向地内

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

認定図面



路線番号：5-16
路線名：市街地16号線
延長：451.6m
幅員：9.4m～60.9m
起点 宮古市田老一丁目20番1地先
終点 宮古市田老字川向159番6地先

S=1 : 3,500



位置図



市道名 笹平線

位置：宮古市区界第4地割地内

S=1 : 30,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

認定図面



路線番号：7-134
路線名：笹平線
延長：111.7m
幅員：4.3m~15.0m
起点 宮古市区界第4地割34番3地先
終点 宮古市区界第4地割35番3地先

県道大川松草線

至 宮古

至 盛岡

国道106号

開伊川

S=1 : 1,000

補正予算資料

令和2年度一般会計補正予算第16号 歳出内訳

(単位:千円)

款 項 目	事 業 名		事業費	財 源 内 訳					震災復興 特別交付税	備 考
				国庫	県費	地方債	その他	一般財源		
4、1、2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	現計予算	19,127	19,127						
	【新型コロナ】	補正額	15,800	15,800						
	(ワクチン接種体制確保業務委託料等)	補正後	34,927	34,927						
補正額計			15,800	15,800						
補正額 合計			15,800	15,800						

(摘要) 備考欄は、財源内訳の「その他」の内容である。

令和2年度 一般会計補正予算(第16号) 主要事業一覧表

款	4. 衛生費	項	1. 保健衛生費	
目	事務・事業名	補正額(千円)	主要な事務・事業の説明	
2. 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 【新型コロナ】 [増額]	15,800	<p>【事業内容】</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制を整備する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの供給が開始された場合に速やかに接種を行うための経費について、国からの通知に基づき必要な経費を増額するもの。</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費(医療用消耗品、事務用品等) 5,000 千円 ・ 印刷製本費(集団接種周知チラシ印刷代) 1,000 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託料 <p style="margin-left: 40px;">内 訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔 コールセンター運営等業務委託料 9,000 〕 〔 ディープフリーザー設置管理業務委託料 300 〕 ・ 備品購入費(ワクチン一時保管用冷蔵庫) 500 	